

老介発第0328001号
平成20年3月28日

都道府県民生主管部（局）
介護保険主管課（部）長

行政改革主管部（局）
行政改革主管課（部）長

殿

厚生労働省老健局介護保険課長

「公共サービス改革基本方針」の改定（介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務の民間委託に関する留意事項）について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づき、平成19年12月24日に「公共サービス改革基本方針」（平成18年9月5日閣議決定）の一部（別表）の改定が閣議決定された。

介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務（以下「介護保険関係の窓口業務」という。）については、市町村の事務であり、公共サービス改革法第五章第二節に規定される特定公共サービスには含まれないが、各市町村の判断に基づいて民間委託を行って差し支えない業務があるため、これを周知するために、平成20年1月17日に内閣府公共サービス改革推進室ホームページにて、「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」（以下「内閣府ホームページ掲載文」という。）が掲載されたところである。

については、公共サービス改革法の趣旨及び市町村の窓口業務の民間委託に関する全般的な留意事項については、内閣府ホームページ掲載文を参照いただきたいが、介護保険関係の窓口業務を民間委託する際の留意事項については、下記のとおりであるので、各市町村保険者の事務執行にあたり、貴都道府県内市町村への周知徹底に遺憾なきよう配慮されたい。

記

1 別表・内閣府ホームページ掲載文の趣旨

介護保険関係の窓口業務のうち、要介護認定申請書の受付及び被保険者証の交付業務など、処分に当たらない事実上の行為については、介護保険法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないものである。

今般、公共サービス改革基本方針の別表に記載された趣旨は、上述のように、介護保険法上、介護保険関係の窓口業務の民間委託は禁止されているものではなく、各市町村の判断に基づき民間委託することが可能であることについて、厚生労働省として各市町村に周知させることにより、公共サービス改革法の趣旨を踏まえた民間委託の実施について広く検討を求めることにある。

以上の点を踏まえ、各市町村は、公共サービスの受益者である住民の立場に立って、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図る観点から適切な場合には、上述したような介護保険関係の窓口業務について民間委託の必要性について検討することとされたい。

2 留意事項

各市町村の判断により、民間委託が可能である業務としては、内閣府ホームページ掲載文別表のとおりであるが、その際の留意事項について以下のとおりであるので、留意されたい。

- (1) 各種届出書・申請書の受付については届出書・申請書の他に被保険者証等の様々な書類を添付することが必要となることから、民間委託にあたっては申請手続に関する教示や申請書類の補正が速やかに行えるような体制を整備するなど、被保険者にとって煩雑な手続とならないよう配慮されたい。
- (2) 要介護（支援）認定の申請において、受付業務を市町村職員が常駐しない官署等において民間事業者に委託する場合、保険者において当該官署等で受付をした申請書類（特に被保険者証の真偽）を早急に確認されたい。保険者において申請書類の確認をした上で、申請者が当該官署等で受付をした日をもって申請のあった日とするが、民間事業者には申請書類に受付印を押印させる等、申請日に疑義が生じないよう留意されたい。

なお、当該官署等において虚偽の申請が行われ、偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、介護保険法第22条第1項により市町村は不正利得の徴収をすることになるが、民間委託にあたってそのような不正の行為を事前に防止する方策について十分検討されたい。

- (3) 特に第2号被保険者の要介護（支援）認定申請書等のように特に慎重な取扱いが必要な疾病に関する情報が記載されている申請書等については、内閣府ホームページ掲載文の2（2）によるほか、個人情報保護について適切に処理するよう厳格な運用を図られたい。

「公共サービス改革基本方針」（抄）

平成19年12月24日（閣議決定）

第3 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項

法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項に関する措置については、別表に基づき、計画的かつ着実に実施する。

別表に盛り込まれた措置に関する進捗状況等については、監理委員会が把握し、必要に応じ適切に関与するものとする。

8. 窓口関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(15)介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務	○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、介護保険法に基づく各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。	厚生労働省